

消 防 災 第 4 2 7 号
平成18年11月29日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

「消防団協力事業所表示制度」の実施について（通知）

このことについて、消防団員の就業形態が大きく変化し、消防団員の被雇用化率が増大してきていることから、今後、消防団員の確保及び活動環境を整備するうえでは、事業所又は団体（以下「事業所等」という。）との協力体制の構築が必要です。このため、事業所等との協力体制の構築を図ることにより地域における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的として、「消防団協力事業所表示制度」を下記により実施することとしました。

貴職におかれましては、本制度が効果的に運用されるよう十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、本制度を積極的に導入し、更なる地域の防災力の充実強化の推進を図る旨周知されるようお願いいたします。

記

1 本制度の目的

全国の消防団員は、年々減少してきており、また、消防団員の被雇用化率が約7割である現状に鑑み、事業所等側の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠である。このため、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境作り、消防団員となった従業員が消防団活動しやすい環境作り及び事業所等が所有する防災力の提供等の協力を得ることができた場合は、当該事業所等（以下「協力事業所」という。）に対し、その証としての表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価することにより協力事業所の信頼性の向上につながり、消防団と事業所等との連携・協力体制が一層強化されることによって、地域における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的とする。

2 実施主体及び実施開始日

市町村が交付する表示証（以下「市町村マーク」という。）は各市町村及び消防本部が実施要綱等を定めて実施し、実施開始日は実施要綱等で定める日とする。総務省消防庁が交付する表示証（以下「消防庁マーク」という。）については、総務省消防庁が平成19年1月1日から実施する。

3 実施要領

各市町村においては、[別添1「〇〇市（町村）消防団協力事業所表示制度実施要綱（例）」](#)を参考にされ、地域の実情及び過去の表彰実績等を踏まえて実施要綱等を策定して実施されたいこと。

なお、消防庁については、[別添2「総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱」](#)により実施する。

4 表示対象及び交付申請等

表示証の交付を受けられる対象は、事業所等单位とし、消防関係法令に違反している場合は表示証の交付は受けられないこととしていること。また、表示証の交付手続きについては、自らによる申請のほか、消防団長等による推薦でも良いこととしていること。

なお、推薦の場合は、事業所等の事務負担の軽減を図るため、事業所等からの申請書の提出は必要ないこととしていること。

5 認定基準

事業所等が表示証の交付を受けられる認定基準については、消防団活動を行うことに対して昇進や昇給等で不利に扱わないようにしている場合や、勤務時間中に消防団活動（出動・訓練等）を行った際に賃金をカットしない等の配慮している場合が考えられるが、消防団協力事業所表示制度に関する検討会の事前に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、事業所等が確保している団員数等を全国一律に認定基準の中に設定することは困難であるため、各市町村の実情により認定基準を設定されたいこと。

なお、事業所の従業員が入団することにより消防団に協力している場合の団員数の認定基準については、当該事業所等の規模・形態や、団員の在職年数等を地域の実情と併せて勘案し認定基準を設定されたいこと。

6 審査

審査にあたっては、各市町村の事務負担の軽減も考慮し、審査会の設置は特に規定せず、各市町村の実情に応じて書類審査等で対応すれば足りることとしていること。ただし、推薦があった場合の審査については、表示申請書（別記様式第1号）を活用して審査結果を記録しておく必要があること。

7 表示方法及び表示有効期間

表示証は別記様式第2号に定めるものを事業所等の見えやすい場所に表示するほか、同率に拡大又は縮小してパンフレット、ポスター、ホームページ等色々な媒体にも掲載できることとしていること。

表示証の表示有効期間は原則2年間とし、表示有効期間中に総務省消防庁協力事業所表示証の交付を受けた場合は、当該交付の日から2年間とする。また、表示有効期間が2年を越えようとする場合は、事業所等の協力内容に変更が無く、かつ事業所等が引き続き表示証の表示を希望する場合は、認定及び表示の更新ができるものとしていること。

8 認定の取り消し

事業所等が認定基準を満たさなくなったり、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すこととしていること。

9 運用上の留意事項

- (1) 協力事業所として推薦する場合や表示期間を更新する場合は、必ず事前に事業所等の意向を確認したうえで手続きを進めること。
- (2) 協力事業所と認定した事業所等が他の市町村に所在している場合は、当該事業所等が所在する市町村と協議の上、連名で表示証を交付することができることとしているので、隣接市町村との連携を密にされたいこと。

10 その他

- (1) 本消防団協力事業所表示制度の普及を図るため、広報を積極的に実施されたいこと。
なお、消防団協力事業所表示制度広報用DVD及びポスターを12月末を目途に配布する予定であるので積極的に活用されたいこと。
- (2) 本制度の詳細については、別途「消防団協力事業所表示制度の手引き」を配布する予定なので、参考にされたいこと。